あきた労福協

2026年3月1日　NO.１６１

発行所／秋 田 県 労 働 福 祉 協 議 会
発行責任者　藤 井 真 悟
秋田市中通６丁目７－36　ﾌｫｰﾗﾑｱｷﾀ内
Tel 018－833－1875 ・ Fax 018－833－0506
ホームページ　http://akita.rofuku.net/

2026年度「勤労者・県民に関する福祉政策制度要請」を県に提示

産業労働部 佐藤部長へ要請書を手渡す小川会長（左）

≪　要請内容　≫

１．ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援
２．大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化
３．格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
４．暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への協力について
５．消費者政策・教育の充実・強化
６．安心・信頼できる社会保障の構築

１月 20 日（火）秋田労福協は、秋田県へ福祉政策制度要請を行いました。県側は産業労働部の佐藤部長他４名、労福協は小川会長他５名が出席し、勤労者・県民への生活・福祉向上に取り組む細やかな支援内容を随所に盛り込み、協同組合の支援・促進、大規模災害等における被災者への対応、格差是正・貧困の根絶、さらにはくらしの安全・安心の確保等に関する意見反映として、労福協や構成団体全体で実現をめざす政策課題の要望・要請を求めました。県からの回答は３月末を予定しています。

第 16 回フードドライブ活動

基幹労連　伊藤委員長（右）

フードドライブとは、家庭や企業で余った食品をフードバンク団体に寄付する活動のことです。英語の「Drive」は「寄付」を意味し、地産地消型の社会貢献活動となります。

秋田労福協は８年前より年２回実施し、２団体へ寄付しています。物価高により家庭での備蓄も大変かと思いますが、１人でも多くの方へ支援が届くよう引き続きご協力よろしくお願いいたします。

「暮らしなんでも相談」Ｑ ＆ Ａ
《シングルマザーの娘が子の病気で休暇取得しているが制度を知りたい》

Ｑ 娘に代わって相談する。シングルマザーの娘の３歳の子（孫）が体調を崩して入院し、その後も看護休暇や有給休暇を取得して付き添いなどをしてきた。有給も使い果たすようで、娘は「欠勤でも仕方ない」といっている。

２０２５年４月から法律が変わって、子の「看護休暇」が「看護等休暇」になって取得しやすくなったと思うが、シングルマザーを助ける優遇制度などはないだろうか。

Ａ ４月から育児・介護休業法の一部改正があり、例えば「子の看護休暇」は「子の看護等休暇」に名称も変わり、取得事由が入学式・卒園式などに拡大し、さらに対象年齢も小学校３年修了までとなった。ただし、時間単位での取得も可能となったが、子一人に取得日数５日と無給休暇であることに変更はない。これが法律の定めだが、労使協議等によってもこれを上回るルールを設けている場合がある。また、自治体によってシングルマザー・ファザーに対する支援制度も別にあると思われる。

一般的には以上だが、企業や自治体には制度内容の周知など利用促進の観点から相談に応ずる義務が課されている。知らないで制度を利用できないことが一番の問題であるため、人事担当など窓口に積極的に制度の内容を聞くことを勧める。

ライフサポートセンターあきた　0120－980－669

相 談 受 付 時 間
10:00～16:00（相談 17:00 まで）
※それ以外の時間は電話繋がりませんので
ご注意ください。

どこに聞いたらいいか
わからない．．．そのお悩み
お気軽にご相談ください！